

本所所蔵『賢俊僧正日記』暦応五年条について

山家浩樹

本所に『貞和四年普賢延命法雜記』と題する卷子一巻が所蔵されている。昭和六年(一九三一)に購入、貴一七―四という架番号を与えられて、早くから貴重書として扱われてきた。その紙背は、暦応五年(四月改元康永元年、一三四二)の具注曆(八月初旬まで)で、一部に日記の書入れが見られる。日記の記主は、醍醐寺三宝院賢俊ではないかと判断するに至ったので、ここにその記事を翻刻して紹介しようと思う。

賢俊は、足利尊氏に近く、政治上に重要な役割をはたした僧侶として著名である。その日記『賢俊僧正日記』は、貞和二年(一三四六)と文和四年(一三五五)の二年分二巻が、具注曆書込みの形で醍醐寺に現存し、重要文化財に指定されている。紹介する暦応五年記の場合、日記の書込みは正月・二月を中心として、それ以外はごく僅かであり、内容の点でも、政治の機微に触れる既知の二年分比べて、瞠目するものは少ない。それでも、幕府に近い僧侶の日記として、興味深い情景を示してくれる。

一 本文

・翻刻は、日付ののちに、日記書入れを続ける。具注曆の記載は省略する。

・記事の多い二月までは、書入れのない日付も掲げ、三月以降では、書入れのある日付のみ掲げる。

正月

一日、天晴、神事如例、但神主成房在国之間進代官、予鈍色裳ケサ、見共以下如常、

田楽法師遅参之間、御神楽以後退出、御節供如例、自今夜修正始行之、従威師相篇以下社司如例、法服平ケサ、従僧等身衣裳ケサ、今日吉書有之、宣直如例、但神順不参之間、以定世召吉書、

二日、天晴、御供如例、自今日御神楽無之、参社如昨日、但不着用装束、御節供如例、修正如例、但小神神宮寺以下次第巡礼、松夜又自大覚寺殿近日出京、即参了、

三日、微雪降、社参如昨日、御供以下巡礼等不違昨日、修正出仕同之、御節供之次、児共管信并尊若舞曲等有之、繁隆父子同曲之間、給祿了、

四日、天晴、御仏事於万里小路如例修之、僧数不足之間、両三人自是沙汰遣了、風呂有之、^(筑後國)高良社所役云々、仍公方沙汰云々、

五日、

六日、天晴、石堂中務対面有之、^(願所)罷向赤松入道之許、小袖一重槿等給之、

長命・^(彩カ)□寿等召共之、^(五カ)□原□明等給之了、

七日、天晴、社参任例、御供如例、白馬節会有之、^(柳原登明)每事厳重云々、別当副威儀出仕、官人七人参仕云々、

八日、天晴、三条坊門・將軍・執事三ヶ所今日令參賀、各銀劍、執事小袖一重相副之、十僧藥師供養如例、後七日寬惠新僧正勤仕之、於本坊出立、每日自本坊參勤云々、初例、九日、

十日、天晴、參賀大覺寺宮、先罷向谷東塔、時点心以後參大覺寺了、祝着之儀有之、桃林一頭被下之、長命・尊玉・龜隆等共、奉將軍神馬、栗毛駿、為嶋津豊後奉行被引之、石堂中務紀州進堯之間、引遣之了、

十一日、十二日、雨降、大風、入寺醍醐入堂如常、御神樂如形遂行、神子松女申之、今日恒例湯有之、沐浴以後歸京了、安食所尾張國役湯也、替物等同之、

十三日、天晴、芝并柳原罷向了、各祝着之儀有之、山代庄問船頭等上洛、召籠之、去年材木等事問答云々、禪師児少々今日移住万里小路、

十四日、天晴、時々微雨降、移住万里小路、後七日法菩提院新僧正寬惠參勤、加持香水、自官人章有宿所出立、前駈二人・大童子二人・如木力者等也、相承之□ヶ着用也、自陣外着用条、以外之次第也、講師寬深僧都、東北院、

十五日、

十六日、

十七日、十八日、天晴、參御室并惠命院殿、御室於西公卿座御対面有之、申次(法守)、僧都、惠命院殿於南面御対面、其後參仙洞并了内裏御所候、御対面有之、

十九日、雪降、三条坊武衛不慮(古先印元)、仍將軍入御、執事以下諸大名齊々、等持院長老以下各進重宝了、

廿日、廿一日、天晴、風呂有之、十九日延引、公方沙汰云々、將軍入御執事候、

餘度々招請之間、罷向了、馬以下獻之、

廿二日、姫君御祈護摩於執事亭始行之、木具以下任例下行云々、執事違例事有之、於若宮社頭田染之、東二郎也、予棧敷一間、將軍密々入御、

廿三日、

廿四日、

廿五日、天晴、自今日參候三条坊門、護持僧御加持当番之故也、

廿六日、

廿七日、

廿八日、天晴、御幸始見物了、公卿二人、殿上人五人、栄光(洞院)、(實夏卿)、(三條)、(實繼卿)、(白野時光カ)、

武衛風氣云々、

廿九日、天晴、万里小路出門、詣北面了、

卅日、降雨、武衛所勞自昨日御増氣之間、被始行祈禱、予五大虚空藏護摩、大御堂僧正藥師護摩同始行、自余注文在別、

二月

御衰日 將軍卅八卯酉 三条殿卅六丑未 大方殿七十三卯酉

御台卅七丑未 三御台卅六丑未

鎌倉若君 若君四辰戌 三若君三子午 姫君

一、姫君六丑未

一日、天晴、所勞同躰云々、人魂出現之由有之歟、

二日、延命法始行、伴僧六口、岳法・平法・松法・式僧・夫僧・帥僧、承

仕明善・淨円、職還來之作法修之、

俊源僧正不動護摩同始行之、自仙洞御沙汰云々、自將軍赤革甲冑以須賀給

之、為祈禱云々、又同丸一領自三条殿給之、

三日、天晴、今日泰山府君被行之、陰陽大丞氏長、

四日、天晴、大御堂僧正冥道供於大侍始行之、三ヶ夜云々、
五日、
六日、
七日、五大虚空藏護摩今朝結願之、今夜実相院僧正増基修金剛童子延命法、
近衛前基朝閔白御沙汰云々、用純タラ尼、伴僧六口云々、大御堂僧正葉師護摩
延行云々、
八日、武衛御減氣、為賀申參將軍、法驗之由種々被仰、即給同丸一領了、
九日、延命法成護摩了、伴僧等面々帰宅、俊源僧正不動法
十日、俊源僧正不動法今朝結願、昨日依重日一日延引、今朝結願云々、
十一日、長講堂代官定尋大夫僧都參勤了、
十二日、
十三日、
十四日、天晴、執事恒例護摩今夜始行、遣手代平法了、將軍長日尊勝日次
氏長注申候、来十七日云々、
十五日、
十六日、
十七日、隨心院僧正參住、將軍長日尊勝始行云々、
十八日、天晴、仏名院護摩堂今日取渡万了、後□結願長講堂御幸等供
御調進了、代官定尋僧都參勤、
十九日、天晴、護摩堂今日取立了、大工三郎、日次事、雖不宜有用意立
取、上棟之儀、追可有沙汰之由、兼定計申、
廿日、天晴、風呂有之、昨日延引、今日頭人弁僧都云々、
廿一日、天晴、執事護摩今朝結願之、三条殿葉師法大御堂僧正今日始行、
廿二日、
廿三日、
廿四日、

廿五日、小雨降、將軍天神講、松夜叉・寿王等出仕、舞如恒例云々、自今
夜尊勝供当番之間、參住將軍御壇所、
廿六日、今夜參仙洞、条々被仰下了、
廿七日、
廿八日、
廿九日、

五月
一日、仁王經法結願、為御加持參仙洞、即歸万小路了、
三日、參籠若宮、
十五日、天晴、入寺、
十六日、祈雨御祈、水天供始行、
十七日、微雨降、
十八日、降雨、
十九日、降雨、參日野墳墓、
廿日、降雨、在京、

二 記主

右の翻刻を『賢俊僧正日記』貞和二年条と比べると、その記主の同じこ
とは明瞭であろう。二点ほど例示する。
・ 曆応五年記と貞和二年条では、少なからず同じ人物が登場する。たとえ
ば、「兄」と表現される人々では、松夜叉・尊若・長命・尊玉などが共通す
る。
・ 曆応五年記には、「万里小路」という場所が散見し、「万里小路に移住
す」(正月十四日条)など、記主の坊があったとみなされる。貞和二年条で
は、賢俊は、醍醐寺と万里小路とを往復しており、正月八日条には「万里

小路法身院」とある。法身院は、賢俊ののち、三宝院主の洛中での坊としてしばしば史料にみえる。

つぎに、暦応五年記と内容が直接に関わる史料は少ないものの、『雑々聞書』に関連記事がある。『雑々聞書』（本所架蔵影写本、三宝院蔵本写）は、南北朝初期の、仏事に関する注文などを編年に列挙した史料で、内容からも、紙背文書からも、三宝院賢俊の周辺の記録である。『雑々聞書』に「暦応五年二月二日三条殿御祈延命法被^レ始也」とあり、伴僧の交名などを載せ（『大日本史料』第六編之七 康永元年正月二十七日条所収）、一方、暦応五年記二月二日条に延命法始行の記事があり、伴僧等も一名を除いて（大藏卿僧都定瑜は帥僧都頼喬になっている）一致する。暦応五年記の記事がときの三宝院主賢俊であることの証左となろう。

三 内容

恒例の行事と、祈禱に関する記事がおおい。祈禱では、正月末から二月初にかけての、足利直義の病氣平癒祈禱の記事が目につく。すでに『大日本史料』前掲条で、疾疫流行のなか、直義が病（瘴寒）に罹り、青蓮院尊円親王のほか、鶴丘八幡宮、三宝院等で祈禱が行われたこと、『同』二月五日条で、北朝が積奠宴座を中止し、幕府から薩摩島津貞久に、直義の病氣を理由に参洛するのをとどめていること、などが知られている。暦応五年記により、直義は正月に罹病したがいったん平癒したこと（正月十九日条、「本」字は、裏の墨と重なるが、前後の文脈から判断した）、正月三十日から、三宝院賢俊が五大虚空蔵護摩を、大御堂僧正聖恵が薬師護摩を始めたほか、種々の仏事、さらに二月三日に泰山府君祭が行われたことなど、新知見を得ることができる。なお、『通冬卿記』によると、執事高師直も、正月二十一日に「頓病」に罹り、軍勢が参集している（『大日本史料』同日条所収）。暦応五年記では、師直の病のことを二十二日条に載せるが、

前日、師直亭に赴いた將軍尊氏からたびたび招請されているのは、師直の病と関わるのであろう。

このほか、仏事では、すでに貞和二年条にも見えているけれども、尊氏のための長日尊勝法（二月十四日条）や、直義や高師直のための恒例の修法（正月二十五日条・二月十四日条など）の存在も注目される。⁽²⁾

政治史に関わる記述では、正月十日条の石堂頼房の紀伊発向は新知見であらう。この年末に死去する上杉清子の年齢がわかるのも珍しい。

四 裏面と形状など

暦応五年記は、記事が具注暦の裏面に及ぶことはなく、裏面まで利用している貞和二年条・文和四年条と異なっている。裏面には、貞和四年（一三四八）正月十八日から、直義亭で、賢俊を中心に遂行された普賢延命法についての記録が記される。書出は「貞和四年正月自十八日於三条坊門亭被修普賢延命法雜記」。図も多い。奥書は次のとおり。

貞和四年正月^{廿六日} 権大僧都実済

実済は賢俊の資で、この前年貞和三年三月に伝法灌頂を受けており、暦応五年記には現われないが、『賢俊僧正日記』貞和二年条には散見する。賢俊の弟子として、三宝院光济とならぶ有力者で、観応元年には賢俊から、西南院・遍智院・金剛輪院および伝法院座主職を譲与され、のち三宝院満济らに伝法する（『大日本史料』第七編之六 応永十年八月二十四日実済歿条、『同』第六編之二十一 延文二年閏七月十六日賢俊歿条）。ついて冒頭部分に、

至徳元三月廿五日書之、

非所用物、閉眼候者、可入火中云々、
不可有外見者也、

とある。脇二行は同筆だが、中一行も同じ筆者か、また本文と同じ筆者か

等の判断は難しい。

本文は、文章部分・挿入図ともに書き直しが目立つ。数行書いて抹消し、同じ文章を大ぶりの字で書き直したりする。貞和四年当時の土代か、至徳元年(一三八四)の写で誤写が多いのか、判断に迷うものの、数行抹消の後、内容を変えて書いた部分など、推敲のあとかと考えられるため、ここでは貞和四年当時の、実済による土代と捉えておきたい。冒頭三行は、後に書き加えたと見做しておく。

この場合、賢俊は、自ら書入れをした具注暦を、記録作成のための料紙として、実済に与えたことになる。同じく南北朝期に活躍した、東寺観智院杲宝・賢宝の場合も、日記書入れのある具注暦が、日記としてではなく、聖教の紙背として伝存している。日記書入れのある具注暦を書写などの料紙に用いることにどのような意味があるのか、考察する際の材料となる。

内容は、『醍醐寺文書』一三九函一六号の『普賢延命康永三両度記⁽⁴⁾』の貞和四年分に近いものの、配列はかなり異なり、そのうえ本所蔵『雑記』のみにみえる内容も少なくない。醍醐寺所蔵本は、『雑記』を整理したものにあたるかと考えられる。

さて、紙数は十三紙からなる。一紙の大きさは、縦三〇・〇センチ。横は、具注暦の冒頭一紙めは四〇・三センチ、二紙めは四二・二センチ、三紙めは四二・七センチで、以後はほぼ三紙めと同じ、十三紙めは冒頭部分のみで後ろが斜めに裁断され、横は最大七・三センチである。具注暦裏の普賢延命法雑記は、十二紙め紙背冒頭から記され、本文は二紙め紙背終りまで、一紙め紙背中央に奥書がある。そして十三紙め紙背に、右記の三行の書込みがある。

十二紙めの最後は、具注暦八月四日条の途中にあたり、この部分から紙背を用い始めるのは不自然であろう。当初は暦応五年具注暦の紙背をは

じめから、つまり十二月晦日の紙背から、別の史料の料紙として利用し、のちに裁断したと考えられる。暦応五年後半の具注暦も、別の史料の紙背として、今日まで伝わっている可能性もあろう。今後さらに、賢俊の日記書入れのある具注暦が発見されることを期待したい。

卷子の外題の部分に、「貞和四年普賢延命法雑記」裏 暦応五年具注暦と直接に墨書されている。これは近代の筆跡であろう。その下に方朱印「東京帝国大学図書印」などがある。

〔注〕

(1) これまでいくつかの翻刻がある。分載だが『大日本史料』第六編之九、十、十九、二十(一九一〇～一九三三年)。全文では『新編一宮市史』資料編六古代中世史料集(一九七〇年)。そして橋本初子氏による『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一一・一三(一九九二・一九九三年)掲載の翻刻。賢俊の筆跡が難読であるのも、翻刻が重ねられる一因であろう。本紹介も、判読しえずに、字があるのに□にしたり、便宜に字をいれてある部分が少なくない。ご教示をお願いし、機会を得て訂正を心がけたいと思う。

(2) 森茂暁氏「三宝山賢俊について」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』所収 吉川弘文館 一九九〇年)を参照されたい。

(3) 『国宝東宝記紙背文書影印』(東京美術 一九八六年)所収の山本信吉・橋本初子両氏による解説・資料篇を参照されたい。

(4) 本所架蔵写真帳による。この兩年以外の記事も含む。橋本氏は、前掲紀要一二の注二でこの史料に言及されている。引用文書の年記で、貞和四年とすべきところを貞治四年とするなど、良質の写とはいえない。